

ST基準第3部の改定について

平成 22 年 1 月 28 日開催の理事会において、ST 基準第3部が、下記のとおり、改定されましたので通知します。

改定内容は、ST基準第3部を食品衛生法玩具規制の規格基準に整合させたものです。

改定基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降に申請のあった案件から適用されます。

1. 1.2 項「ポリエチレン、及びポリ塩化ビニル及びアセチルセルロースを主体とする材料を用いて製造されたおもちゃ(塗装された部分を除く。)」関係部分の改定
 - ① 材質について、「アセチルセルロース」を削除する。(食品衛生法玩具規格基準で規制がなく、STで特に規制する理由に乏しいため)
 - ② ポリ塩化ビニルに係る「過マンガン酸カリウム消費量」・「蒸発残留物」の「基準値」については、ST基準は、材料の状態(「シート状・管状」「粒状」「ゾル状」)により区分して、それぞれ異なる数値を定めていたが、材料の状態による区分は行わず、「ポリ塩化ビニル」に一本化し、基準値は食品衛生法玩具規格基準の規制値に統一する。

2. 1.4 項「塩化ビニル樹脂塗料」関係部分の改定
 - ① 「塩化ビニル樹脂塗料」を「塩化ビニル樹脂塗装」に変更する。
 - ② 「鉛、ヒ素、カドミウム」については、1.4.2 項(塩ビ塗装)と 1.5.2 項(塗装の8元素)が一部重複しているため、1.4.2 項で規定された個所を削除し、1.5.2 項に一本化する。これに合わせて、1.5.2 項が塩ビ樹脂塗装にも適用がある旨を明文化する。
 - ③ 「塩化ビニル樹脂塗料」に関連する 1.4.1 項「試験溶液の調整」の部分を食品衛生法に整合させる。

S T基準第3部（化学的特性）（改定部分）

（中略）

1.2 ポリ塩化ビニル及びポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分（塗装されている部分を除く。）

1.2.2 項の要求事項について、当該要求事項に規定する試験方法により試験を行い適合しなければならない。

本試験に用いる水は、蒸留水とする。

1.2.1 試験溶液の調製

試料を水でよく洗い、その表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の 40°C に加温した水に試料を浸した後、時計皿で覆い 40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置したものを試験溶液とする。

1.2.2 要求事項

(1) 過マンガン酸カリウム消費量

（ポリ塩化ビニルを主体とする材料）

この基準の 2.2 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $50\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

（ポリエチレンを主体とする材料）

この基準の 2.2 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $10\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

(2) 蒸発残留物

（ポリ塩化ビニルを主体とする材料）

この基準の 2.3 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $50\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

（ポリエチレンを主体とする材料）

この基準の 2.3 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $30\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

(3) 重金属

この基準の 2.4 項に定める試験を行い、試験溶液の呈する色が比較標準液の呈する色より濃くしてはならない。（鉛として、 $1\ \mu\text{g/ml}$ 以下）

(4) ヒ素

この基準の 2.5 項に定める試験を行い、試験溶液の呈する色が比較標準液の呈する色より濃くしてはならない。（亜ヒ酸として $0.1\ \mu\text{g/ml}$ 以下）

(5) カドミウム（ポリエチレンを主体とする材料は除く。）

この基準の 2.6 項に定める試験を行い、試験の結果は、試験溶液中のカドミウムが $0.5\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

(中略)

1.4 塩化ビニル樹脂塗装

1.4.2 項の要求事項について、当該要求事項に規定する試験方法により試験を行い適合しなければならない。本試験に用いる水は、蒸留水とする。

1.4.1 試験溶液の調製

塗装された玩具又はその試験片を試料とし、水でよく洗い、その表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の 40°C に加温した水に試料を浸した後、時計皿で覆い 40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置したものを試験溶液とする。

1.4.2 要求事項

(1) 過マンガン酸カリウム消費量

この基準の 2.2 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $50\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

(2) 蒸発残留物

この基準の 2.3 項に定める試験を行い、試験の結果は、 $50\ \mu\text{g/ml}$ 以下であること。

1.5 玩具の本体及びその構成部品（紙器への印刷用インクは除く。）に施された塗装（塩化ビニル樹脂塗装を含む。）

1.5.2 項の要求事項について、当該要求事項に規定する試験方法により試験を行い適合しなければならない。

(附則) この改定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に申請のあった案件から適用する。